

「法人県民税の課税・非課税の判定票」記載の手引き

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の規定による法人を含みます。)が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により、法人県民税の課税上収益事業に含まないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 ①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑰欄までの記載は不要です。この判定票の「課税の判定」欄の「非課税」を囲んでください。
 - 2 ②欄には、当該事業年度中、収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税申告書別表十四(二)26欄<同上以外のみなし寄附金額>の金額)を記載してください。
 - 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法人税申告書別表四14欄<受取配当等の益金不算入額>の金額)を記載してください。
 - 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税申告書別表四18欄<法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額>及び19欄<所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等>の金額)を記載してください。
 - 5 ⑤から⑦までの欄には、③及び④を除く当期中に収入した金額で、法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください(法人税申告書別表四で減算した金額)。なお、法人税申告書別表四で減算した金額のうち損金に算入するもの(減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等)は含めません。
 - 6 ⑨欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税申告書別表四27欄<寄附金の損金不算入額>)の金額を記載してください。
 - 7 ⑩欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額(法人税申告書別表四2欄<損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)>及び4欄<損金経理をした納税充当金>のうち、法人税額及び地方法人税額に充てる金額)を記載してください。
 - 8 ⑪欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞金(法人税申告書別表四5欄<損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)>及び過怠税)の金額を記載してください。
 - 9 ⑫から⑭までの欄には、法人税申告書別表四で加算した金額のうち、⑨、⑩、⑪を除く当期中に支出した金額で、法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください
ただし、次に掲げる金額は含めません。
 - (1) 法人税申告書別表四4欄<損金経理をした納税充当金>のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
 - (2) 法人税申告書別表四6欄<減価償却の償却超過額>
 - (3) その他各種引当金、準備金なお、法人税別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
 - 10 ⑰欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
- ※ 「添付書類」欄に掲げる書類は必ず添付してください。
- ※ 上記の法人税申告書別表の項目番号は、令和3年4月1日以後終了事業年度分に対応しています。